

生総第621号
広第726号
情第1423号
刑総第649号
交企第1068号
備二第2288号
平成30年12月7日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察安全・安心メールによる犯罪情報等の発信に関する運用要領の制定について（通達）

岐阜県警察安全・安心メールについては、「岐阜県警察安全・安心メールによる犯罪情報等の発信に関する運用要領」（平成22年9月29日付け生総第712号ほか。以下「旧要領」という。）により運用してきたところであるが、この度、発信する情報の種類の見直しに伴い、別添のとおり新たな運用要領を制定し、平成31年1月1日から適用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は、平成30年12月31日をもって廃止する。

別添

岐阜県警察安全・安心メールによる犯罪情報等の発信に関する運用要領

第1 目的

この要領は、「岐阜県警察安全・安心メール」（以下「安全・安心メール」という。）システムを利用した犯罪発生情報、防犯情報、検挙情報等（以下「犯罪情報等」という。）の発信に関し、必要な事項を定め、県民の防犯意識の醸成や地域の自主防犯活動の活性化等に反映させることを目的とする。

第2 「安全・安心メール」システムの概要

「安全・安心メール」システムは、岐阜県警察（以下「県警」という。）が契約したASP（アプリケーションサービスプロバイダ）方式で提供されるメール配信サービス（以下「ASPメール配信サービス」という。）を利用して、あらかじめ登録した者のパソコン及び携帯電話に対し、県警から犯罪情報等を電子メールでタイムリーに発信するものである。

第3 運用体制

1 警察本部における運用体制

(1) 運用主管課

警察本部における安全・安心メールの運用主管課は、生活安全部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）とする。

(2) 総括運用責任者

ア 生活安全総務課に総括運用責任者を置き、生活安全部生活安全総務課長をもって充てる。

イ 総括運用責任者は、安全・安心メール業務全般に係る適正な運用及び管理に当たるものとする。

(3) 運用管理担当者

ア 生活安全総務課に運用管理担当者を置き、生活安全総務課犯罪抑止対策担当課長補佐をもって充てる。

イ 運用管理担当者は、総括運用責任者の任務を補佐するものとする。

(4) 運用責任者

ア システムを利用する本部所属に運用責任者を置き、所属長をもって充てる。

イ 運用責任者は、安全・安心メールの適正かつ効果的な運用を図るものとする。

(5) 運用担当者

ア システムを利用する本部所属に運用担当者を置き、情報の種類に応じ、当該業務を担当する課長補佐をもって充てる。

イ 運用担当者は、運用責任者の任務を補佐するものとする。

2 警察署における運用体制

(1) 運用主管課

警察署における安全・安心メールの運用主管課は、生活安全課とする。

(2) 運用責任者

ア 警察署に運用責任者を置き、警察署長をもって充てる。

イ 運用責任者は、安全・安心メールの適正かつ効果的な運用を図るものとする。

ただし、執務時間外にあっては、当直責任者が運用責任者の職務を代行するもの

とする。

(3) 運用担当者

ア 警察署に運用担当者を置き、生活安全課長をもって充てる。ただし、情報の種類に応じ、運用担当者を警察署の各課長をもって充てることができる。

イ 運用担当者は、運用責任者の任務を補佐するものとする。

第4 情報発信の対象等

1 情報発信の対象

犯罪情報等を発信する対象は、本システムに登録した者のパソコン及び携帯電話とする。

2 費用の負担

受信に要する費用は、登録者が負担するものとする。

第5 犯罪情報等の種類

1 発信する情報の種類

次に掲げる情報を発信するものとする。

- (1) 子供・女性に対する犯罪の前兆と思われる声かけ、つきまとい事案等及びその防止対策に関する情報
- (2) ニセ電話詐欺や悪質商法の多発、連続発生する同一手口の盗難事件等、被害の拡大が予想される事犯の注意喚起に関する情報
- (3) 刑法犯等の発生、検挙及びその防止対策に関する情報
- (4) 連続発生のおそれのある重要凶悪事件等の注意喚起に関する情報
- (5) 地域における自主防犯活動の活用が期待できる情報
- (6) 交通安全に関する情報
- (7) 災害に関する情報
- (8) 広報及びイベントの開催情報
- (9) その他県民に知らせるべき情報

2 発信時間

発信する時間は、原則として閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、事案の重要性等により、県民に早急に発信すべき犯罪情報等で、総括運用責任者又は運用責任者（以下「総括運用責任者等」という。）が認める場合は、この限りでない。

第6 情報発信の方法等

1 情報発信者

犯罪情報等を発信するときは、総括運用責任者等が行うものとする。

なお、総括運用責任者等は、運用管理担当者又は運用担当者を指揮して、これを行わせることができる。

2 発信方法

犯罪情報等の発信は、岐阜県行政情報ネットワークのインターネットシステムに接続の端末を使用し、インターネット経由で接続したASPメール配信サービスの所定のファイル様式に必要事項を入力して、電子メールで発信することとする。

第7 登録等手続

1 登録手続については、次のとおりとする。

- (1) 空メールの送信

登録を希望する者が、自己のパソコン又は携帯電話から、岐阜県警察ホームページなどに掲載の登録メールアドレスに空メールを送信する。

送信後、安全・安心メール配信サービスに関する説明文が自動的に返信される。

(2) 登録

ア 返信された説明画面中の自動生成された登録URLをクリックすることにより、安全・安心メール配信サービス登録完了画面に移行する。

イ 配信を希望する地域及び情報の種別を選択し、設定ボタンをクリックする。

ウ 安全・安心メール配信サービス本登録の確認画面に移行するので、登録ボタンをクリックすることにより、登録が完了する。

2 解除手続については、次のとおりとする。

(1) 設定画面に移行

受信した安全・安心メール画面中の自動生成された設定変更URLをクリックすることにより、安全・安心メール設定変更画面に移行する。

(2) 解除

設定変更画面で解除を選択し、確認画面で確認ボタンをクリックすることにより、解除が完了する。

3 登録変更手続については、次のとおりとする。

(1) 設定画面に移行

受信した安全・安心メール画面中の自動生成された設定変更URLをクリックすることにより、安全・安心メール設定変更画面に移行する。

(2) 登録変更

設定変更画面で配信を希望する地域及び情報の種別を選択し、確認画面で確認ボタンをクリックすることにより、登録変更が完了する。

第8 個人情報の安全性の確保

安全・安心メールの運用における個人情報の取扱いにおいては、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令（平成18年岐阜県警察訓令第15号）その他個人情報の取扱いに関する規程に基づき、適正に取り扱うとともに、安全性の確保に努めること。

第9 警察情報の流出防止

1 総括運用責任者等は、安全・安心メールの運用において、岐阜県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年岐阜県警察訓令第15号）及びこれに基づいて定められた規程に基づき、適正に取り扱うとともに、外部に警察情報が流出しないよう万全を期すこと。

2 総括運用責任者等は、発信端末から警察情報が流出することのないよう、次の点に特に留意すること。

(1) 発信端末における警察情報の作成及び保存は、厳に慎むこと。

(2) インターネットで複数のパソコンの利用者がファイルをやりとりできるファイル共有ソフト（例ウィニー）などを発信端末において利用しないこと。

第10 情報発信の判断

1 運用責任者の任務

運用責任者は、犯罪情報等の発信に際しては、捜査の支障の有無、個人のプライバシー侵害の有無、情報発信の効果等について総合的に検討の上、情報発信の必要性の

有無及び発信の可否についての判断をすること。

2 本部主管課との協議

運用責任者は、犯罪情報等の発信に際しては、情報の種類に応じ、事前に、発信文案の内容について本部主管課と協議すること。

第11 情報発信に伴う留意事項

1 適正な情報発信

情報発信に当たっては、被害者等の事件関係者その他の者に不測の損害を与えないよう、細心の注意を払うこと。

2 個人のプライバシー及び捜査活動等への配慮

本システムで発信する情報の内容は、個人のプライバシーや捜査上の秘密に関わる事項が多く、情報発信が個人情報保護や警察活動に支障を与える場合も予想されることから、本部事件主管課や総務室広報県民課と十分な打合せを行い、被害者や関係者が特定又は推認されることがないように留意すること。

3 報道との関係

本システムは、県民の防犯意識の醸成や地域の自主防犯活動の活性化等を促すため情報を発信するものであって、報道発表とは性質を異にするため、報道発表をしない事案についての情報発信も予想されることから、報道関係者にその趣旨を説明するなど、無用の紛議を生じることがないように留意すること。

4 ASPメール配信サービスの使用に伴う留意事項

本システムで利用するメール配信サービスは、県警が契約した業者のメール配信システムでASP方式により提供されるものであることから、情報セキュリティをはじめ、システムの安全を十分確保し、適正な運用を図ること。

附 則（平成30年12月7日付け生総第621号ほか）

この要領は、平成31年1月1日から適用する。